

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とし、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定める者であって、町内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費の徴収に関する事務及びに予防接種に起因する健康被害に関しては救済の給付を行い、請求の際の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の実施の指示に関する事務 (3)予防接種の実施に必要な協力に関する事務 (4)給付の支給の請求の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務 (5)給付を受ける権利に係る届出等の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務 (6)実費の徴収に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託先への提供)、別表第1 第10項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>別表第二における情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第2第17項、第18項及び第19項、別表第二の第16の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条</p> <p>別表第二における情報提供の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、第16の3項 ・内閣府・総務省令第7号 第12条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部
②所属長の役職名	保健福祉部長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人情報のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者にパスワードを授け、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する機器を特定、盗用防止のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を規定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に専ら職務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する機器を特定、盗用防止のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を規定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-1-1 対象人数 いつ時点の数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-1-2 取除人数 いつ時点の数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1-1 対象人数 いつ時点の数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1-2 取除人数 いつ時点の数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月2日時点	事後	
平成30年7月1日	⑤ 評価実施期間における担当部署 支所長長の役職名	保健福祉課長 菅井 西合子	保健福祉課長	事後	H305 新様式変更
平成30年7月1日	I-1-1 対象人数 いつ時点の数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月1日	I-1-2 取除人数 いつ時点の数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年4月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年4月24日	I-1-1 対象人数 いつ時点の数か	平成30年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年4月24日	I-1-2 取除人数 いつ時点の数か	平成30年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和4年3月1日	I-1-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第88号)に基づき、 予防接種法(昭和23年法律第88号)に基づき、 法政のおそれある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とし、A種疾病及びB種疾病のうち指定のある者であつて、町内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種者の報告、実施の取組に関する事務及び予防接種に起因する健康被害等に関しての救済の給付を行い、請求の際の手続事務を行う。	予防接種法(昭和23年法律第88号)に基づき、 法政のおそれある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とし、A種疾病及びB種疾病のうち指定のある者であつて、町内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種者の報告、実施の取組に関する事務及び予防接種に起因する健康被害等に関しての救済の給付を行い、請求の際の手続事務を行う。	事後	予防接種の実施に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ③給付の支給の請求の受理及び審査又はその申請に関する事務 ④給付を受ける権利に係る届出等の受理及び審査又はその請求に対する事務 ⑤審査の取組に関する事務 ⑥審査の取組に関する事務 ⑦審査の取組に関する事務 ⑧審査の取組に関する事務 ⑨審査の取組に関する事務 ⑩審査の取組に関する事務 ⑪審査の取組に関する事務 ⑫審査の取組に関する事務 ⑬審査の取組に関する事務 ⑭審査の取組に関する事務 ⑮審査の取組に関する事務 ⑯審査の取組に関する事務 ⑰審査の取組に関する事務 ⑱審査の取組に関する事務 ⑲審査の取組に関する事務 ⑳審査の取組に関する事務 ㉑審査の取組に関する事務 ㉒審査の取組に関する事務 ㉓審査の取組に関する事務 ㉔審査の取組に関する事務 ㉕審査の取組に関する事務 ㉖審査の取組に関する事務 ㉗審査の取組に関する事務 ㉘審査の取組に関する事務 ㉙審査の取組に関する事務 ㉚審査の取組に関する事務 ㉛審査の取組に関する事務 ㉜審査の取組に関する事務 ㉝審査の取組に関する事務 ㉞審査の取組に関する事務 ㉟審査の取組に関する事務 ㊱審査の取組に関する事務 ㊲審査の取組に関する事務 ㊳審査の取組に関する事務 ㊴審査の取組に関する事務 ㊵審査の取組に関する事務 ㊶審査の取組に関する事務 ㊷審査の取組に関する事務 ㊸審査の取組に関する事務 ㊹審査の取組に関する事務 ㊺審査の取組に関する事務 ㊻審査の取組に関する事務 ㊼審査の取組に関する事務 ㊽審査の取組に関する事務 ㊾審査の取組に関する事務 ㊿審査の取組に関する事務
令和4年3月1日	I-1-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理支援システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバシステム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月1日	I-1-2. 特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル	予防接種情報ファイル	事後	
令和4年3月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第10項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務等(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	番号法第9条第1項、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)に於ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務等(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	事後	
令和4年3月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項、別表第2第17項、第18項及び第19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条	別表第二における情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第2第17項、第18項及び第19項、別表第二の第16の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条	事後	
令和4年3月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉課	保健福祉部	事後	
令和4年3月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所長長の役職名	保健福祉課長	保健福祉部長	事後	
令和4年3月1日	I-7. 特定個人情報の開示 請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334	総務部 宮城県宮城郡利府町利字新並松4番地 022-767-2111	事後	
令和4年3月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する開合せ 連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334	保健福祉部 宮城県宮城郡利府町利字新並松4番地 022-767-2111	事後	
令和4年3月1日	I-1-1 対象人数 いつ時点の数か	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年3月1日	I-1-2 取除人数 いつ時点の数か	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	